

国分寺建立の詔

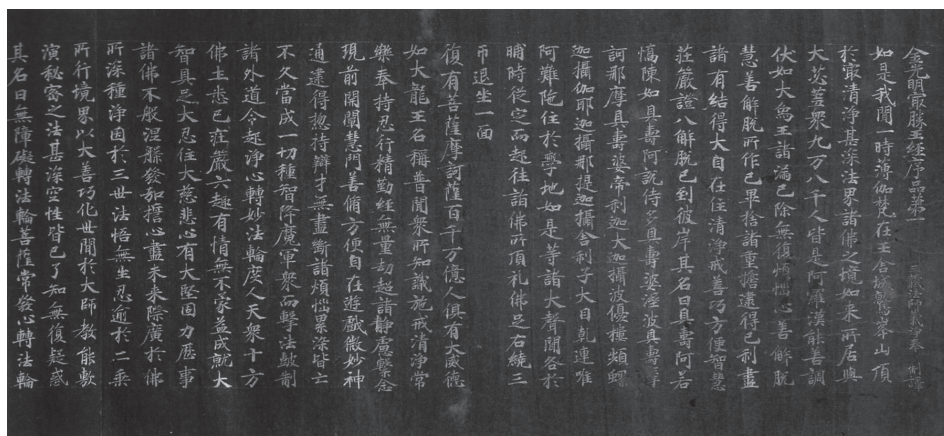
聖武天皇の願い

度重なる飢饉や疫病の流行、内政の混乱に対して、聖武天皇は仏教による鎮護国家を願って国分寺建立の詔を發布しました。詔の前半には、聖武天皇が自分の政治を反省し、人々の幸福を真に願い、諸国に国分寺を建立しようと思った経緯が述べられています。続いて、国毎に七重塔を一基造り、金光明最勝王経・法華経を書写することを命じ、天皇も自ら金字で金光明最勝王経を写すことなどが述べられています。後半では、僧寺を金光明四天王護国之寺、尼寺を法華滅罪之寺という名称にすること、寺に置かれる僧尼の人数など、具体的な運営の方法や方針について述べており、『類聚三代格』という史料では条文の形式で記されています。

『続日本紀』 天平十三年三月乙巳の条

○乙巳、詔曰、朕以薄徳、忝承重任。未弘政化、寤寐多慙。古之明主、皆能光業、国泰人樂、災除福至。脩何政化、能臻此道。頃者、年穀不豊、疫癘頻至。慙懼交集、唯勞罪己。是以、広為蒼生、遍求景福。故前年、馳使增飾天下神宮。去歲、普令天下造釈迦牟尼仏尊像、高一丈六尺者、各一鋪、并写中般若経各一部。自今春已来、至于秋稼、風雨順序、五穀豊穰。此乃、微誠啓願、靈貺如答。載惶載懼、無以自寧。案経云、若有国土講宣誦誦、恭敬供養、流通此経王者、我等四王、常来擁護。一切災障、皆使消殄。憂愁疾疫、亦令除差。所願遂心、恒生歡喜者、宜令天下諸国各令敬造七重塔一区、并写中般若経、妙法蓮華経一部。朕、又別擬、写金字金光明最勝王経、每塔各令置一部。所冀、聖法之盛、与天地而永流、擁護之恩、被幽明而恒満。其造塔之寺、兼为国華。必好処、実可久長。近人則不欲薰臭所及、遠人則不欲勞衆集。国司等、各宜務存嚴飾、兼尽潔清。近感諸天、庶幾臨護。布告遐邇、令知朕意。又毎国僧寺、施封五十戸、水田一十町。尼寺水田十町。僧寺必令有廿僧。其寺名、為金光明四天王護国之寺。尼寺一十尼。其名為法華滅罪之寺。両寺相去、宜受教戒。若有闕者、即須補満。其僧尼、毎月八日、必心転誦最勝王経。毎至月半、誦戒羯磨。毎月六齋日、公私不得漁獵殺生。国司等宜恒加檢校。

出典 『続日本紀』 新日本古典文学大系 13



紫紙金字金光明最勝王経（奈良国立博物館蔵）

金光明最勝王経は、唐（中国）の義浄が訳した「金光明経」の名称です。大乘経典のひとつで、護国経典として尊重されました。正月に宮中での御齋会や諸国の国分寺で読誦・講説されました。七重塔に納められた経典です。

国分寺建立の詔（現代語訳）（『続日本紀』天平13年3月乙巳（24日）の条）

「私は徳の薄い身であるのに、おそれ多くも天皇という重い任務を受けている。しかし、民を導く良い政治を広めることができず、寝ても目覚めても恥ずかしい気持ちでいっぱいだ。昔の賢い君主は、みな祖先の仕事をよく受け継ぎ、国家はおだやかで無事であり、人びとは楽しみ、災害はなく幸福に満ちていた。どうすれば、このような政治ができるのであろうか。この数年は、凶作がつづき伝染病が流行している。私は恥かしさとおそろしさで自分を責めている。

そこで、万民のために大きな幸福を求めたい。以前（天平9年11月）、各地の神社を修造させたり、諸国に丈六（一丈六尺＝約4.8m）の釈迦牟尼（しやかむに）像（にぶつ）を造らせるとともに、大般若經（だいほんにやみきょう）を写させたのもそのためである。おかげで、今年は春から秋の収穫の時期まで風雨が順調で五穀も豊かに稔（みの）った。これは、誠の心が伝わったため、神靈（しんれい）のたまわりものである。その靈驗（れいげん）はまったくおそろしいほどである。金光明最勝王經（こんこうみょうさいしやうおうきやう）には『もし広く世間でこの經を読み、敬い供養（くやう）し、広めれば、われら四天王（してんのう）は常に来てその国を守り、一切の災いもみな取り除き、心中にいだくもの悲しい思いや疫病もまた消し去る。そしてすべての願いをかなえ、喜びに満ちた生活を約束しよう』とある。

そこで、諸国にそれぞれ七重塔一基（しちじゆうたつ）を敬って造り、併せて金光明最勝王經（こんこうみょうさいしやうおうきやう）と妙法蓮華經（みやうほうれんげきやう）を各十部（じゅうぶ）ずつ写経（しやうきやう）させることとする。私もまた、金文字で金光明最勝王經（こんこうみょうさいしやうおうきやう）を写し、塔ごとに一部（いちぶ）ずつ納めたいと思う。これにより、仏教の教えが大空・大地とともにいつも盛んに続き、仏のご加護（かご）が現世でも来世でも常に満ちることを願う。

七重塔を持つ寺（国分寺）は「国の華（はな）」であり、必ず良い場所を選んでまことに長く久しく保つようにしなければならない。人家に近いときは悪臭（あくしゅう）が漂（た）うような所ではよろしくないし、遠いときは集まる人を疲れさせてしまうようでは望ましくない。国司（くにのみこ）は国分寺（くにぶんじ）を莊嚴（じやうげん）に飾（か）り、いつも清潔（けつせつ）に保つように努（こ）めなさい。間近（まぢか）で仏教（ぶつこう）を擁護（ようご）する神々（かみ）を感嘆（かんとん）させて、神仏（かみぶつ）が進（すす）んでこの国（くに）を守護（しゆご）してくださるようになってほしいのだ。全国（ぜんこく）にあまねく布告（ふこく）を出（だ）して、私の思（おも）っていることを知らせなさい。」

〈条文〉

第一条 国毎（くにごと）の僧寺（そうじ）（国分僧寺（くにぶんそうじ））には、寺（てら）の財源（さいげん）として封戸（ふうこ）を五十戸（ごじゅうこ）、水田（みづのり）十町（じゅうちやう）を施（せ）し、尼寺（にじ）（国分尼寺（くにぶんにじ））には水田（みづのり）十町（じゅうちやう）を施（せ）しなさい。

第二条 僧寺（そうじ）には必ず二十人（にじゅうにん）の僧（そう）を住（す）ませ、その寺（てら）の名（な）は金光明四天王護国寺（こんこうみょうしやうてんのうごこくのてら）としなさい。また、尼寺（にじ）には十人（じゅうにん）の尼（に）を住（す）ませ、その寺（てら）の名（な）は法華滅罪之寺（ほっけめつざいのてら）としなさい。二つの寺（てら）は距離（きょり）を置（お）いて建（た）て、僧尼（そうに）は教戒（きやうかい）を受けようとしなさい。もし僧尼（そうに）に欠員（けつゐん）が出（で）たときは、直（ただ）ちに補（おぎ）なさい。毎月（毎月）八日（はちにち）には、必ず最勝王經（さいしやうおうきやう）を読み、月の半（な）ばには戒（かい）と羯磨（かつま）を誦（と）えなさい。

第三条 毎月（毎月）の六齋日（ろくさいにち）（八・十四・十五・二十三・二十九・三十日）には、魚（いさな）とりや狩（か）りをして殺生（ころしやう）をしてはならない。国司（くにのみこ）は、常に監査（かんさ）を行（い）いなさい。

用語解説

※1 四天王（しやうてんのう）：仏教（ぶつこう）を守護（しゆご）する四神（ししん）で、帝釈天（たいしやくてん）に仕（つか）え、須弥山（しゆみせん）の中腹（なかつく）にある四王天（しやうおうてん）の主（ぬし）です。東方（とうほう）の持国天（ちこくてん）、南方（なんぽう）の増長天（ぞうじやうてん）、西方（せいほう）の広目天（かうもくてん）、北方（ほっぽう）の多聞天（たもんてん）を指（さ）します。須弥壇（しゆみだん）の四隅（しやくう）にそれぞれ配置（かちゆう）され、甲冑（かちゆう）をつけ武器（ぶき）を持ち邪鬼（じやくい）を踏（ふ）む形（かたち）をとっています。

※2 諸国（しよこく）に寺（てら）を造営（ぞうえい）：国毎（くにごと）に寺（てら）を造立（ぞうたつ）することは、唐（たう）の制度（しど）を採用（さいゆう）したと考えられます。唐（たう）の歴史（れきし）を記（し）した『新唐書（しんたうしよ）』によれば、唐（たう）の天授元年（てんじゆげん）7月に「天下（てんか）に『大雲經（たいうんきやう）』を分（わか）ち、10月（じゅうがつ）には各州（かくしゅう）毎（ごと）に大雲光寺（たいうんこうじ）をおいて1000人（じゅうひゃくにん）の僧（そう）を得度（とくど）した」とあります。留学僧（りやうがくそう）玄奘（げんざう）が参画（さんかく）して則天武后（そくてんぶこう）の時代（じだい）に唐（たう）で実見（じつけん）してきたことをもとに構想（こうきやう）がたてられたと考えられます。全国（ぜんこく）の60余カ国（ろくじゅうにんかこく）に造（た）られた国分寺（くにぶんじ）は、国家財政（こくかさいせい）が傾（かた）くほどの一大事業（いちだいでんぎやう）でした。

※3 妙法蓮華經（みやうほうれんげきやう）：代表的（たひてい）な大乘（だいじやう）仏教（ぶつこう）經典（きやうてん）です。釈迦（しやか）が永遠（えいゑん）の仏（ぶつ）であることなどが説（と）かれています。

※4 各十部（かくじゅうぶ）ずつ写経（しやうきやう）：写経（しやうきやう）させた部数（ぶすう）については「一部（いちぶ）」と記（し）す史料（しりょう）と「十部（じゅうぶ）」と記（し）す史料（しりょう）がありますが、現在（げんざい）の研究（けんぎゆ）では十部（じゅうぶ）ずつであろうと考えられています。

※5 戒（かい）と羯磨（かつま）：戒（かい）とは仏教（ぶつこう）信者（しんしや）が守（まも）るべき規律（きりぎ）のことで、在家（ざいけ）信者（しんしや）は普段（ふだん）は5つ守（まも）ればよいのに対し、正式（せいし）な僧（そう）は200以上（じやうじゆう）も守（まも）らねばなりません。また、羯磨（かつま）とは仏教（ぶつこう）教団（きやうだん）の運営（えんぎやう）に必要な議事（ぎじ）や儀式（ぎし）の作法（さくさ）、およびそれらをまとめたテキストのことです。これらを読み上げさせることにより、僧尼（そうに）が違反（ゐはん）をしていないかどうか、確認（かくにん）と反省（はんげん）をさせる意味（いみ）がありました。